

自転車利用の現場観察
—事故を起こしやすい状況を考える—
第4回 信号機がある交差点での通行状況

これは、(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」2020年5月号に掲載された標記記事の概要を紹介するものである。筆者は(一財)日本自転車普及協会 学芸員 谷田貝一男氏である。写真と表はすべてこの記事から引用した。

1. はじめに

自転車が第1当事者として発生した事故件数は、平成30年は15,119件で、このうち信号機がある交差点では1,734件発生している。事故原因のうち信号無視は1,023件で自転車事故全体の6.8%であり、信号機のある交差点での事故の59.0%であった。

信号無視を年代別に見ると、13～15歳が81件、16～19歳が197件、20～29歳が187件、30～39歳が114件であり、39歳以下が56.6%を占めている。

赤信号のときは「止まる」ということは誰でも知っている。しかし、自転車や歩行者は時としてこれを無視して交差点を通行し、その結果として事故を招いている。

2. 自転車の信号遵守状況観察

(1) 直進

信号機が赤信号でも、これを無視する自転車の多くは、発車する前に一時停止して左右の道路を見て通行状況を確認している。すなわち、左右の道路から車が来ないことを確認できると、赤信号でも発車している。交通法令違反は承知の上で、「自動車が来なければ事故は起こらないから」という理由である。このように考えている者は歩行者にも多い。

自転車が赤信号を無視するほかの理由に、「他の自転車が赤信号でも発車したから左右の道路は自動車などの通行はなく安全」と考えていることもある。図1で左の自転車は一時停止して左右の道路を見たのち赤信号で発車したところ、その後ろに続いて交差点に来た右の自転車は、一時停止することも左右の道路を見ることもしないで進行している。

自転車や歩行者が赤信号で停止しているにもかかわらず、それを無視して通行する者がいるが、「急いでいる」「左右の道路の通行量が少ないことを知っている」というのが、その理由である。

左方向の道路は見通しがいいので、赤信号で一時停止し、右方向を見ただけで、信号機が青に変わる直前に発車する者がいるが、そのとき、左右の道路の信号機は黄に変わっている。黄信号になると、速度を上げて交差点に接近する自動車や自転車がいる。この際に事故が起こる可能性が大となる。



図1 左の自転車に続き右の自転車も信号無視

図2は国道と県道の交差点で08:10に観察した状況である。青信号に従って交差点を横断して駅に向かう通勤・通学の自転車や歩行者、自動車の合間を縫って、赤信号にもかかわらず右方向から左方向へ直進する自転車がいた。「急いでいる」「事故が起こる危険意識がない」のが原因だ。

図3は住宅街の中の交差点で10:20に観察した状況である。赤信号で一時停止している自動車を追い越して直進する自転車があった。この交差点の交通量が少ないことを知っているのだろう。そのため、「自動車が左右から来ないだろう」と思い込んでいる。



図2 赤信号で右から左へ横断



図3 赤信号で停止している車を追い越し

(2) 右左折

信号機が赤にもかかわらず、一時停止も周囲確認も行わないで左折する自転車がある。「左折のときは正面の信号を確認しなくてよい」「正面の信号を無視できる」「左方向から来る自動車との事故が起こらない」と考えていることが原因である。

赤信号のときに一時停止しないで右折する自転車を観察すると、図4のように、二段階右折を無視して道路中央を通過して右折する者がいる。また、図5のように道路右端を通行しながら右折する者がいる。「二段階右折という交通法令を知らない」「右側通行しながら右折すれば信号を無視できる」と考えていることが原因である。



図4 赤信号を無視して道路中央を右折



図5 赤信号を無視して道路右側を右折

特に左右の道路の通行状況が分かりにくい見通しの悪い交差点で、赤信号にもかかわらず左折するときの危険な状況を示す。

図6は、左側通行をしていた自転車が、右方向から自動車が接近しているにもかかわらず、赤信号を無視して左折した瞬間、歩行者と衝突しそうになって慌ててハンドルを切ったところである。



図6 赤信号で左折し、歩行者と衝突寸前となる

3. 信号機がある交差点での安全対策

どのような状況のときに赤信号で一時停止するかという調査結果がある。それによると、自転車の信号遵守率は、前方の自転車が遵守したときが80.3%、前方に自転車がいないときが46.0%、前方の自転車が遵守しなかったときが21.1%であった。

また、赤信号で一時停止する自転車を人為的に配置すると、他の自転車の信号遵守率は57.5%から85.2%に上がった。すなわち、前方の自転車が信号を遵守していると、後方の自転車は同調行動が作用して信号を遵守する傾向にあると言える。

左折するときの信号遵守の割合を求めるため、自転車シミュレータを使って調べた。

左折前の道路には歩道があり、左折後の道路には歩道がないという設定で、107人を対象に調査した結果、赤信号で一時停止した者は53人、一時停止しないで左折した者は54人で、信号遵守率は49.5%であった。内訳は、車道通行時53.8%、歩道通行時42.9%であった。

年代別に遵守率を見ると、30歳台以下が40歳台以上よりも低い結果となった(表1)。若い世代は交通法令違反という認識を持っていない者が多いと考えられる。

表1 左折時に赤信号で一時停止する自転車の年代別割合

年代	一時停止割合
16～19歳	30.4%
20歳台	25.0%
30歳台	35.3%
40歳台	57.1%
50歳台	64.3%
60歳台	87.5%
70歳台	54.5%

右折するときは、**道路交通法第34条3項**で「あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない」とあり、信号機に従う方法に関しては、国家公安委員会告示「**交通の方法に関する教則**」第3章第2節3(3)イ(ア)で「青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません」と具体的に示されている。

この「二段階右折」についても、シミュレータを使って調査した。信号機が赤から青に変わって発車したあとの右折経路について、126人を対象に調べた結果、二段階右折をした者は76人で、実施率は

60.3%であった。また、年代別実施率は年齢の増加とともに低下しており(表 2)、高年齢層では、二段階右折という交通法令を知らないという者が多いと考えられる。

また、右側通行しながらの右折は、「二段階右折が面倒」「短距離で進める」という意識や「法令違反意識の欠如」が原因と考えられる。

信号無視による左折は歩行者との衝突事故、右側通行による右折は自動車・自転車との衝突事故、二段階右折無視は自動車による巻き込み事故の危険性があることを広報することが必要である。

表 2 信号機がある交差点で二段階右折する自転車の年代別割合

年代	二段階右折割合
16～19 歳	85.2%
20 歳台	76.9%
30 歳台	66.7%
40 歳台	68.7%
50 歳台	68.7%
60 歳台	45.0%
70 歳台	0.0%

以上